

## 松葉杖貸し出し時の預かり金について

令和4年8月1日より松葉杖貸し出し時に預かり金として「5,000円」を会計窓口でお預かりいたします。これは、松葉杖を返却しない方が散見されるようになり、未返却防止のための対応となりますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 貸し出し運用規定

1. 松葉杖の借用料として1日につき60円徴収いたします。
2. 入院中の場合、貸出日は退院日となります。
3. 貸出の際、預かり金として5,000円をお預かりします。
4. 貸出日から返却日までの日数で借用料を計算し、預かり金で精算して返金、追金をいたします。
5. 未返却の場合や故意に破壊した場合、預かり金を保証料として徴収いたします。
6. 松葉杖の返却は、本館1階の「総合受付」にお願いします。
7. 返却時に「松葉杖貸出伝票(患者様控え)」を窓口の係員に提出して下さい。10～15分程で精算いたします。
8. 返却は平日の9:00～17:00までにご利用致します。
9. 土・日・祝日、17:00以降の返却は、精算処理ができませんので予めご了承ください。精算はできませんが、土・日・祝日、17:00以降に返却した場合は、その日を返却日として計算致します。